

## 令和7年度有料道路料金徴収業務等委託設計書 基本単価積算基準表

## 直接費

○人件費 料金徴収業務等を適正に遂行できる能力を有する人材を確保する目的で構成した人件費とする。

## 基本給

- 徴収責任者 徴収員、事務員の総責任者としての業務を行える者。  
単価は公共工事設計労務単価の「交通誘導警備員B（長野県）」の日額（8時間労働）相当額とする。
- 徴収員 料金徴収及び料金收受機の機械操作等に対応できるもので1年を通じて交替勤務が可能な者。  
単価は「徴収責任者単価（日額（8時間労働））」の9割相当額とする。  
また、勤務する労働時間に応じて、前述の徴収員単価を元に時間の比例按分により算出した日額単価を適用する。
- 事務員 料金集計・収納等及び徴収責任者の事務補助者。  
単価は長野県道路公社の「臨時職員日額」の20日相当額とする。（長野県臨時職員日額と同額）

## 諸手当

- 徴収責任者手当 単価は「徴収責任者基本給（日額）」の10%相当額とする。
- 通勤手当 徴収責任者、徴収員及び事務員について、料金所の所在市役所から料金所までの距離で一律支給。  
単価は長野県道路公社の臨時職員の通勤手当の計算方法による規定の自動車等の使用時の日額相当額とする。（長野県職員の通勤手当と同額）

## 法定福利費

- 健康診断以外 単価は（基本給＋諸手当）の保険料率（事業主負担）相当額とする。
- 健康診断 単価は定期健康診断相当額とする。

## 間接費

- 物件費 被服費、印刷消耗品費、通信運搬費、研修費等
- 一般管理費 労務管理費、事務費、保険料、振込手数料等

消費税 消費税相当額 10%